

◎地域文化保存・継承支援事業の御案内

～地域の歴史・文化的資源を守る活動に対し助成を行います。～

(文化財課)

【趣 旨】

佐賀市固有の生活文化や歴史・文化など（地域資源）を、維持・保全および次世代に継承することを目的とした地域の活動に対し、支援（補助金交付）を行います。

地域資源とは

- ・佐賀市固有の行事や民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化など。
- ・地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた歴史的・文化的な資源など。

【申請にあたって】

以下の記載内容をご一読いただき、助成を希望される場合は、まず佐賀市地域共創部文化財課まで御連絡ください。事業内容等の聞き取りを行い、その後、申請の手続きとなります。

事業内容はさまざまな事例が考えられますので、検討中の場合でも御相談ください。

(※注1) 過去にこの補助金の交付を受けたことがあり、再度、同一の地域資源に係る補助金の交付申請を行う場合は、交付を受けた年度の翌年度から3年が経過していることが条件となります。

ただし、未指定の地域資源であり、(イ)伝統芸能等に必要な用具の修繕等の支援については、複数年度の事業計画等を提出していただいた場合、この条件が緩和される場合があります。

(※注2) 他の制度により補助金等の助成を受ける事業は対象となりません。

(提出書類)

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 収支予算書
- 見積書の写し
- 写真や図面等

※その他、必要に応じて資料の提供をお願いすることがあります。

(締切日・提出先)

- 締切日 **令和8年6月30日（火） 必着**
- 提出先 佐賀市 地域共創部 文化財課 総務企画係（佐賀市役所大財別館2階）

【選考方法】

選考は、学識経験者等で構成される地域文化支援審査会に諮ります。

予算の範囲内で採択するため、申請多数の場合は緊急を要するもの等が優先されます。

【選考結果のお知らせ】

採否に関わらず、申請団体に文書で通知します。（8月上旬頃）

～支援の概要は裏面をご覧ください～

【問い合わせ・提出先】

佐賀市 地域共創部 文化財課（佐賀市役所大財別館2F）
総務企画係 酒井、松本
〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号
TEL 40-7369 FAX 26-7378
E-mail : bunkazai@city.saga.lg.jp

----- 地域文化保存・継承支援事業の概要 -----

〔申請者の要件〕

宗教活動、政党活動または営利を目的としない団体であって、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 地域住民で組織された団体
- (2) 佐賀市に拠点がある市民活動団体

〔事業期間〕

事業採択後（令和6年8月上旬）から令和7年3月末までに事業完了するもの。

〔支援内容〕

補助の対象は、申請団体が行う事業（活動）により、対象とする地域資源が今後も保存・継承されていくことが期待されるものとします。補助金の交付は、事業完了後となります。

（ア） 地域の自主的な活動（地域資源の保存・継承）に対する支援

- 校区マップ作成、講演会、講習会、映像記録制作、名所・旧跡の案内板新設または補修など。
- 対象資源は、指定（国・県・市）や未指定を問いません。
- 支援（補助）金額は、対象経費の2／3以内で上限30万円。

（イ） 地域の伝統芸能等に必要な用具の修繕等直接的支援

- 伝統芸能等で使用する鉦、太鼓、衣装などの修繕、購入、復元等に要する経費。
- 対象資源は、未指定の地域資源に限る。（指定文化財には別途支援制度があります。）
- 支援（補助）金額は、対象経費の1／3以内で上限30万円。

未指定の地域資源		指定文化財（国・県・市）
（イ）伝統芸能等に必要な用具の修繕等直接的支援 ・対象経費の1／3以内 ・上限30万円	（ア）地域の自主的な活動（地域資源の保存・継承）に対する支援 ・対象経費の2／3以内 ・上限30万円	伝統芸能等の用具の修繕等直接的支援 ・対象経費の1／2以内 ・上限無し

〔補助対象経費〕

- 講演会や講習会の講師への謝礼金
- 講師の招へいに係る旅費及び燃料代等経費
- 事務用品等の消耗品費、印刷製本費等
- 郵便料等の通信運搬費
- 委託料
- 会場の借り上げ費、機器使用料等の使用料
- 伝統芸能等用具の修繕費、新規購入費、復元に要する経費
- その他市長が必要と認める経費
- ※食糧費は対象となりません。

〔実施の報告〕

事業終了後、実績報告書の提出が必要です。

〔提出書類〕

実績報告書、収支決算書、領収書の写し、成果の分かる写真等

※ この事業は、佐賀市へのふるさと納税を活用しています。

地域文化保存・継承支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市固有の生活文化や歴史・文化など（以下「地域資源」という。）を次世代に引き継ぐため、地域資源を維持・保全及び継承するための地域活動又は地域資源を活かした地域活性化の活動を行う団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域住民で組織された団体
- (2) 佐賀市に拠点がある市民活動団体
- (3) その他、市長が認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。ただし、他の制度により交付される補助金等の対象となっているものは、補助の対象としない。

- (1) 地域資源の保存又は継承につながる地域の自主的な事業
- (2) 地域の伝統芸能等に係る用具の修繕、購入、復元等を行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業を実施する場合に要する経費のうち、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定める額を上限とし、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、1年度につき1回とする。
- 3 補助金の交付期間は1年度以内とする。
- 4 既に交付を受けた補助金と同一の地域資源に係る補助金の交付申請は、当該補助金を受けた年度の翌年度以降、3年間はすることができない。

ただし、第3条第2号の事業において、複数年度の事業計画等が提出され、その実施について、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 5 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、地域文化支援審査会の意見を聞いて、補助金の支給について決定する。

2 前項に規定する地域文化支援審査会については、別に定める。

3 市長は、補助金の額を決定したときは、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、内容の審査等を行ない交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取り消し又は返還命令）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 適正な補助事業の実施等が認められないとき。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、規則第11条の規定により書類等を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費
・ 講演会や講習会の講師への謝礼金 ・ 講師招へいに係る旅費及び燃料代等経費 ・ 事務用品等の消耗品費，印刷製本費等 ・ 郵便料等の通信運搬費 ・ 委託料 ・ 会場の借り上げ費，機器使用料等の使用料 ・ 伝統芸能等用具の修繕費，新規購入費，復元に要する経費 ・ その他市長が必要と認める経費 ※ 食糧費は対象とならない

別表 2（第 5 条関係）

補助対象事業	区 分	補助金の額
地域資源の保存又は継承 につながる地域の自主的 な事業	すべての地域資源 (国・県・市の指定及び未 指定の文化財を問わない)	補助対象経費の 3 分の 2 以内の金 額で，千円未満を切り捨てた金額 とし，上限は 3 0 万円とする。
地域の伝統芸能等に係る 衣装や用具の修繕，購入 及び復元等を行う事業	未指定の地域資源 (国・県・市の指定文化財 は除く)	補助対象経費の 3 分の 1 以内の金 額で，千円未満を切り捨てた金額 とし，上限は 3 0 万円とする。